

22長公法第 88 号  
平成22年12月 1日

久木野 憲司 様

長崎県公立大学法人  
理事長 太田 博道



**措置通知書**

長崎県公立大学法人教員業績評価規程第9条第4項の規定により、講ずる措置を下記のとおり通知する。

記

項目	措置の内容
給与への反映	平成22年12月支給にかかる勤勉手当の成績率を10%減ずる。
昇任	
再任	

(参考)

※平成22年度の教員評価の個人評点

平成22年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1	—	—	—	—